様式第１号の１

誓　　約　　書

公立大学法人福井県立大学

理事長　窪田　裕行　様

所　　在　　地

商号または名称

代表者氏名 　 　　　　　　　　　　　　　㊞

福井県立大学農産物県産化棟（仮称）整備工事の簡易公募型プロポーザル参加資格確認を受けるに当たって、下記の事項に相違ないことを誓約します。

１　この工事に係る簡易公募型プロポーザルに、「『福井県立大学農産物県産化棟（仮称）整備工事』簡易公募型プロポーザルの公告」３（１）オに掲げる資本的関係または人的関係（別紙参照）のある者が参加していないこと。

２　この工事に係る簡易公募型プロポーザルの参加資格確認の審査基準日※において、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入し、かつ、それら全てについて保険料に未納がない（法令の規定により、加入について適用を除外されている場合を含む。）こと。

※　参加資格確認の審査基準日は、参加表明書の提出期限の日時点とする。

３　この工事を施工するに当たって、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第３条から第１２条の規定を遵守すること。「県」を「公立大学法人福井県立大学」に、「発注機関の長」を「理事長」に、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」を「公立大学法人福井県立大学の契約に係る指名停止等の措置要領」に、「発注機関が」を「工事場所が」に、それぞれ読み替えて適用する。

※　上記事項に該当しないことが明らかになった場合には、公立大学法人福井県立大学の契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

（別紙）　　　　　　　　　　資本的関係または人的関係について

資本的関係または人的関係がある場合とは以下の（１）から（４）のとおりです。

（１）　一方の会社Ａ※１、※２が他方の会社Ｂの議決権総数の過半数を所有している関係

（Ａ社とＢ社は、同一の入札に参加できません。）

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社は、Ａ社の子会社の関係（資本的関係）にある者に該当します。

Ａ社がＢ社の議決権の過半数を所有

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係（資本的関係）にある者に該当します。

　　※１　Ａが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

　　※２　Ａ社の役員がＢ社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

（２）　一方の会社Ａが、子会社の関係にあるＢ社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Ｃの議決権の総数の過半数を所有している関係（Ａ社、Ｂ社およびＣ社は、同一の入札に参加できません。）

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社およびＣ社は、Ａ社の子会社の関係（資本的関係）にある者に該当します。

Ａ社は、Ｂ社の議決権の過半数を所有

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係（資本的関係）にある者に該当します。

Ｂ社（子会社）

Ａ社は、Ｂ社と合わせてＣ社の議決権の過半数を所有

Ｃ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｃ社の親会社の関係（資本的関係）にある者に該当します。

（３）　Ｂ社の議決権総数の過半数を所有している会社とＣ社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもＡ社※３である場合におけるＢ社とＣ社の関係（Ｂ社およびＣ社は、同一の入札に参加できません。）

Ａ社は、Ｂ社の議決権総数の過半数を所有

Ａ社（親会社）

Ａ社は、Ｃ社の議決権総数の過半数を所有

Ｃ社（子会社）

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社とＣ社は、親会社を同じくする子会社同士の関係（資本的関係）にある者に該当します。

※３福井県の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無および法人格の有無を問いません。

（４）　一方の会社Ａと他方の会社Ｂの役員等を兼任している場合

　　　　　　　　　　　　　　　役員等※４兼任

Ａ社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社とＢ社は、人的関係にある者に該当します。

Ｂ社

　　※４　「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ　取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤または非常勤を問わない。）

ウ　会社更生法第６７条第１項または民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人

エ　委員会設置会社における執行役または代表執行役

オ　一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

（監査役、会計参与および執行役員は、役員等に該当しません。）

（補足）　入札参加者が共同企業体である場合の適用について

⑴　矢印で結ばれた２社の間に、資本的関係または人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。

　　①特定建設工事共同企業体の場合

|  |
| --- |
| Ａ特定建設共同企業体 |
| 代表者：ａ社 |
| 構成員：ｂ社 |

|  |
| --- |
| Ｂ特定建設共同企業体 |
| 代表者：ｃ社 |
| 構成員：ｄ社 |

　　②経常建設工事共同企業体の場合

|  |
| --- |
| Ｃ経常建設共同企業体 |
| 代表者：e社 |
| 構成員：f社 |

|  |
| --- |
| Ｄ経常建設共同企業体 |
| 代表者：g社 |
| 構成員：h社 |

|  |
| --- |
| Ｉ社（単体） |

　⑵　矢印で結ばれた２社の間に資本的関係または人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。

|  |
| --- |
| Ｊ共同企業体 |
| 代表者：k社 |
| 構成員：l社 |